

令和8年3月27日
東京都建設局道路管理部

歩行者利便増進道路の指定について

道路法第48条の20第1項の規定に基づき、歩行者利便増進道路を指定したので、同条第5項の規定により下記のとおり公示する。

記

1. 歩行者利便増進道路の指定日
令和8年3月27日
2. 道路の種類及び路線名
特例都道外濠環状線（405）
3. 歩行者利便増進道路として指定する区間
東京都中央区八重洲二丁目1番1号地先から同区八重洲二丁目2番1号地先まで
（別紙「歩行者利便増進道路 指定区間図」参照）

以上

歩行者利便増進道路 指定区間図



丸の内一丁目

東京駅

八重洲一丁目

日本橋二丁目

日本橋三丁目

歩行者利便増進道路指定路線
特例都道外濠環状線（第405号）外堀通り
延長 L = 73.50m

八重洲二丁目

200m

1:3,500

測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 6JHf 182 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。